

南海地震条例の作成のねらいについて

南海地震に備えるには、行政はもとより、県民や自主防災組織、事業者など様々な方々に、それぞれの立場で地震対策に主体的に取り組んで頂くとともに、現在の対策や備えを、継続し、さらに推進していくことが不可欠である。

そのためには、よりどころとなる条例を県民の皆様とともに作成し、互いの約束事として守っていくことが必要である。

(1) なぜ南海地震条例が必要なのか？

今世紀前半にも起こるといわれている南海地震への備えという、この長期的な政策を継続して行っていくことを法的に担保していくためには、南海地震条例が必要。条例は、どういう課題を、どういう考え方（理念）で、どの程度まで解決するのか（目標）を明らかにし、それを民主的な合意形成の過程を経て、県民の総意として最も尊重されるべきものとして位置づけられていく。

なお、地震対策を規定しているものに、現在災害対策基本法に基づく地域防災計画があるが、条例と計画とは役割が違う。地域防災計画は、防災対策の具体的内容を細かく規定したり、臨機応変に変更できるなどのメリットがある。一方で計画は、法規範としての性格や機能がなく、その内容の法的担保は条例より弱い。また計画は、防災会議の判断で作成変更ができ、県民による民主的統制が及びにくい。さらに、計画は条例と違い、県民に義務を課し、権利を制限する内容に踏み込むことはできないなどの限界がある。

(2) 県民が南海地震条例づくりに参画するメリットは？

県民の皆様が参画して南海地震条例をつくる意義は、皆様にとって、自分、家族、地域の人々等の命を守るために必要なこととして「知ることができる」、「提案できる」、「実現のためみんなと合意づくりができる」の三つの点があげられる。

ア 知ることができる

条例をつくる過程で、地震による地域の危険を認識し、地震から自分、家族、地域の人々等を守るために必要な知識を身に付け、自主的な備えの行動につなげていくきっかけを得ることができる。

イ 提案できる

条例をつくる過程で、地域その他の現状や課題を地域その他の人々と共有し、どのような解決策がふさわしいかなどを提案し、条例に反映させる機会を身近に得ることができる。

ウ 実現のためみんなと合意づくりができる

条例をつくる過程で、行政、県民、事業者等がそれぞれに果たすべき役割を認識し、合意づくりに寄与することができる。これにより、条例が施行された後も、条例に定められたことをお互いに守っていこうとすることにつながる。

また、行政（県）にとっても、県民とともにやる条例づくりの過程で、地震対策における県民の意識、地域その他の現状や課題などを把握する機会となるとともに、どのような解決策がふさわしいかの手がかりを得ることができる。

さらに、地震条例で規定された政策が、それぞれの立場で施行後も継続して行われることを通じて、地震から生き抜く知恵やネットワークを備えた県民が増え、犠牲者を減らすことに実際につながっていく。

(3) どのような地震条例をつくるのか？

ア 県民の皆様からの御意見は、「予防・応急・復旧・復興」に係わること、「自助・共助・公助」に係わることといった、広範多岐にわたってくるものと予想される。それらに対応するためには、総合的な内容の条例となると考えられる。

イ その条例の柱には、少なくとも南海地震対策を自助・共助を基軸に進め、さまざまな立場の方々との役割分担と連携をしながら行っていくという考えがある。

ウ 命にかかわる条例であることから、実効性を持ち、県民同士の約束ごととして守られていくべき内容とする。

エ 南海地震発生の緊迫性は年々増えています。このまま南海地震が10年起こらなかった場合に必要となる条例の内容は、今定めようとするのと変わってくるかもしれない。また、地震対策への新しい知見が、国、研究者、新しい震災事例等から提示される可能性もあるため、そのたびに、見直しがされていくことを前提とし、現段階で「今すべきことは何か」に答えた条例とする。